札幌市文化芸術振興助成金に関する事務取扱基準

1 趣旨

札幌市文化芸術振興助成金の交付に関する要綱(以下「助成金要綱」という。)に基づく 事務は、この取扱基準の定めるところによる。

2 助成の対象活動

助成金要綱第3項第1号及び第2号に定める助成金の対象活動の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新人育成活動

ア 新人とは、本市に在住する者のうち、年齢35歳未満の者とする。

- イ 助成金要綱第3項第1号アに掲げる活動とは、本市で開催される指導者を招いた新 人研修及び講習又は本市で活動を行っている新人がその活動の発展を図るために行う 研修及び講習とする。
- ウ 国・地方公共団体からの補助金又は助成金の交付が決定していない活動とする。
- (2) 文化交流協定等締結都市又は姉妹友好都市交流活動

文化交流協定等締結都市とは、浜松市、松本市及び鹿児島市をいう。姉妹友好都市とは、ポートランド、ミュンヘン、瀋陽、ノボシビルスク及び大田広域市をいう。

3 助成金の対象経費

助成金要綱第4項の定める助成金の対象経費とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 新人育成活動については、別表1のとおりとする。
- (2) 文化交流協定等締結都市又は姉妹友好都市交流活動については、別表2のとおりとする。ただし、本市、文化交流協定等締結都市及び姉妹友好都市以外で行われる活動に係る経費を除くものとする。さらに、招へい活動については、招へいされた団体及び個人に係る

経費のみを対象とする。

(3) 国際文化交流活動については、別表2のとおりとする。 ただし、招へい活動については、国内関係者に係る経費及び本市以外で行われる活動

に係る経費を除くものとする。

4 助成金の決定

助成金要綱第5項に定める助成金の額の決定にあたっては、対象となる団体又は個人の 過去の助成金の交付状況を勘案するものとする。

5 助成金の減額

助成金要綱第5項に定める助成金について、他の公的補助を受けるものについては、当該助成金の全部又は一部を減額することができる。

附則

- 1 この改正事務取扱基準は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 施行の日前になされた申請に係る助成金については、改正前の事務取扱基準を適用する。 附 則
- 1 この改正事務取扱基準は、平成16年1月15日から施行する。
- 2 施行の日前になされた申請に係る助成金については、改正前の事務取扱基準を適用する。 附 則
 - この改正事務取扱基準は、平成20年1月21日から施行する。

附則

- 1 この改正事務取扱基準は、平成27年2月2日から施行する。
- 2 施行の日前になされた申請に係る助成金については、改正前の事務取扱基準を適用する。

附則

この改正事務取扱基準は、平成29年11月17日から施行する。

附則

この改正事務取扱基準は、令和2年11月26日から施行する。

別表1 新人育成活動の対象経費

費目	対象経費の細目				
招へいに	航空運賃、鉄道運賃、その他の運賃				
係る交通費	※1 最も経済的な通常の経路及び方法によるものと				
	し、原則、公共交通機関の運賃とする。				
	※2 航空・鉄道等の特別料金は含まない				
招へいに	※1 食事等に係る料金は含まない				
係る宿泊費	※2 対象経費として申請できる金額は、1 人あたり				
	1 泊 13,000 円を上限とする。				
会場費	会場使用料 (設営・ゲネプロ・撤去を含む)				
	付帯設備使用料				
	会場設営費				
	※ ゲネプロ(本番直前の通し稽古)を別会場で実施				
	する場合、1回(1日)分の会場費を対象経費とする。				
	(ただし、助成金申請時に申出があった場合に限る)				
物件費	大道具費、小道具費、衣裳費 ※ 申請事業で使用するものに限る 照明費、音響費				
	※ 個人・業者への委託(制作)料金を含む				
印刷費	チラシ、ポスター、プログラム、入場券、台本等に係				
	る印刷費 (デザイン料を含む)				

別表 2 文化交流協定等締結都市又は姉妹友好都市交流活動及び国際文化交流活動の対象経費

費目	対象経費の細目				
交通費	航空運賃、鉄道運賃、その他の運賃				
	※1 最も経済的な通常の経路及び方法によるものと				
	し、原則、公共交通機関の運賃とする。				
	※2 航空・鉄道等の特別料金は含まない				
宿泊費	※1 食事等に係る料金は含まない				
	※2 対象経費として申請できる金額は、1 人あたり				
	1 泊 13,000 円を上限とする。				